

【看護学生向けの奨学金制度一覧】

さまざまな修学資金の貸与制度があります。ここでは、本学生が利用している主なものを紹介します。

No.	名 称	金 額 貸 与 対 象 者	貸与方法	貸付利息	返還しなくてよい場合	返還しなければならない場合
1	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 看護師等修学資金 (問い合わせ) 静岡市立静岡病院 人事課 054-253-3125	50,000円/月 ・看護師等養成施設に通学し、 卒業後静岡市立静岡病院へ就職 希望する者 ・貸与申請時に作文提出あり	年2回 4月(初年度 は7月)、10 月に分けて貸 与	無	養成施設卒業後13カ月以内に 看護師の免許を取得し、 引き続き下記の期間静岡市 立静岡病院に勤務した場合 月額50,000円：貸与を受け た期間に相当する期間	・卒業後13カ月以内に看護師免 許を取得しなかった場合 ・免許取得後引き続き貸与期間 に相当する期間を市立静岡病院 において勤務しなかった場合 ・辞退、退学の事由で貸与が中 止された場合
2	静岡市立清水病院 看護師等修学資金 (問い合わせ) 静岡市立清水病院 病院総務課 054-336-1111	50,000円/月 または 100,000円/月 ・看護師等養成施設に通学し、 卒業後静岡市立清水病院へ就職 希望する者 ・面接試験あり	毎月 (当初は数か 月分をまとめ て貸与し、そ の後は毎月)	無	養成施設卒業後13カ月以内に 看護師の免許を取得し、 引き続き下記の期間静岡市 立清水病院に勤務した場合 ①月額50,000円：貸与を受け た期間に相当する期間 ②月額100,000円：貸与を受け た期間の2倍に相当する期間	・卒業後13カ月以内に看護師免 許を取得しなかった場合 ・免許取得後引き続き貸与期間 に相当する期間を市立清水病院 において勤務しなかった場合 ・辞退、退学の事由で貸与が中 止された場合
3	静岡県看護職員 修学資金 (問い合わせ) 静岡県 地域医療課 054-221-2407	32,000円/月 県内看護師等の養成施設に在学 する者	3期 (年度により 変動あり)	無	養成施設最終学年で受験する 最初の国家試験に合格 し、卒業後引き続き返還免 除対象施設に5年以上勤務 した場合	・養成施設最終学年で受験する 最初の国家試験に合格しな かった場合 ・卒業後速やかに返還免除対象 施設に勤務しなかった場合 ・返還免除対象施設に就職後、 引き続き5年以上勤務しなかつ た場合
4	地方独立行政法人 静岡県立病院機構 看護師修学資金 (問い合わせ) 機構本部 経営管理課 054-200-1631	1. 修学資金 50,000円/月 2. 返還資金 ※静岡県外の病院から貸与 を受けた奨学金を返還する 場合 50,000円×貸与月数を上限 とした額 看護師等養成施設に在学し、 卒業後、静岡県立病院機構で 勤務を希望する者	1. 毎月 (当初4カ月分 をまとめて7 月末に貸与) 2. 左記の貸 与額を一括	無	養成施設卒業後13カ月以内に 看護師の免許を取得し、 引き続き貸与総額を5万円 で割った月数と同期間を静 岡県立機構病院に勤務した 場合 静岡県立病院機構は 県立総合病院、県立こ ころの医療センター、県立こ ども病院的3病院	・卒業後13カ月以内に看護師免 許を取得しなかった場合 ・県立機構以外の病院に就職し た場合 ・県立機構の看護師として採用 されなかった場合など
5	日本学生支援機構 貸与・給付奨学金	本校は、「高等教育の負担軽減新制度」の対象校として認定されています。以下の奨学金が利用できる場合があります。制度の詳細は日本学生支援機構ホームページをご覧ください。 ①貸与奨学金(第一種) ②貸与奨学金(第二種) ③給付型奨学金 (問い合わせ) 高校生・大学生等：在学中の学校の奨学金窓口(事務室等) 社会人等：日本学生支援機構				
他	専門実践教育訓練 給付制度 (社会人のみ)	本校は、厚生労働大臣より「専門実践教育訓練」の講座として指定を受けています。以下の制度を利用できる場合があります。申請される場合はハローワークにご相談ください。 ①専門実践教育訓練給付金 ②教育訓練支援給付金				

※上記以外に、各病院等が運営する奨学金制度があります。詳細は、各病院等にお問い合わせください。
※奨学金制度は、随時改正されます。申込方法、期間などHP等で確認をお願いします。